

第11回検察運営全般に関する参与会議事要旨

1 開催日

平成30年2月7日（水）

2 開催場所

最高検察庁大会議室

3 出席者

(1) 参与

荒中参与，大久保恵美子参与，佐伯仁志参与，高橋俊介参与，
田島良昭参与，林正和参与，原田國男参与，横田洋三参与

(2) 最高検察庁

西川克行検事総長，八木宏幸次長検事，廣上克洋総務部長，
上富敏伸監察指導部長，北川健太郎刑事部長，中原亮一公安部長，
大場亮太郎公判部長，齋藤隆博新制度準備室長，
神村昌通刑事政策推進室長

4 議事の要旨

検事総長挨拶の後，最高検察庁から，検察における取調べの録音・録画の実施状況，組織運営に関する取組，刑事政策に関する取組，監察の概況等について説明した上，参与から，以下のとおり意見をいただいた。

【取調べの録音・録画関係】

- 取調べの可視化が拡大し、検察庁全体に可視化は当たり前という雰囲気ができつつあるということが分かった。その上で、取調べの録音・録画をやるのであれば、可能な限り全過程で行うことで、その価値が更に高まるということを理解してもらいたい。
- 検察における、裁判員裁判対象事件や独自捜査事件等の取調べの録音・録画実施率はほぼ100%になってきているが、やはり警察がついてこないと本当の意味での可視化というのは達成されない。検察がかなり先行してやってもらっているが、警察に対する働きかけ、可視化を進めていく作業をしていただければと思う。
- 黙秘権については、検察官が黙秘権の告知をしなかったなどの被疑者・弁護人からの申出については、取調べの録音・録画DVDを見れば事実かどうかはすぐ明らかになるが、問題となっているのは、実際に被疑者から黙秘を申し立てられた後のことであり、検察官としては、直ちに「ではお帰りください」と言うわけにもいかず、他方で、黙秘したら不利益になるということをはいけなくても当然であり、この段階で非常にトラブルが起りやすくなっている感じがする。被疑者が黙秘する例が非常に増えているという状況下では重要な問題であり、黙秘権の行使も権利なので、むしろ、自白に依存しないで、黙秘したら客観証拠によって事実を固めるということをより高めていく必要があると考える。
- 黙秘権を行使する被疑者に対する取調べでの色々な働きかけ、被疑者に対する質問内容、そういうところについて、もう少し色々工夫が必要であるし、若い検察官に対して、何らかの資質の向上、対応方法を身につけていただく研修教育が必要だと感じさせられる。
- 検察における取調べの録音・録画について、録音・録画を実施する件数が多くなってきて全体の中でのパーセンテージも上がってきているという印象を受けた。録音・録画データが直ちに裁判で利用されなくとも録音・録画を行うこと自

体に抑止効果があると思っている。

【組織運営関係】

- 組織運営状況調査については、3回連続して全体的に少しずつ良くなってきているという結果だと思う。いろんな施策を行っているので、じわじわ効果が出てきているのだと思う。一方で、今後、知識・スキル不足というものが問題となってくると考える。心がけはいろんな施策で変わっていくものだが、知識・スキルはしっかり指導しないと大きな向上は期待しがたい。

- パワハラも少しずつ良くなっているが、今の若い人の感じ方を上の年の違う人たちがうまく感じ取ることができないと、必要以上に萎縮してしまい、指導できないという問題も出てきかねない。指導するときに、怒鳴ったりしない、怒ったりしない、声を荒げたりしないという「何かをしない」という指導だけではなく、「こうすればいいですよ。指導というのは。」というのを、こうすればパワハラと受け止められずに非常に効果的な指導ができるというスキルを身に付けさせることがないと、これから先はなかなか大きな改善は難しいのかなと感じている。

- 今の若い人は昔と比べると、先輩を見てまねて仕事をしながら身に付けるやり方よりも、教えてくれたらやりながら考えられますというタイプの人が増えている。研修も時間とお金がかかると思うが、若い人たちへのスキル系の研修は、体系的、論理的かつ演習なども含めた形でより充実させてほしい。「学んでからやってみる」という人たちの育て方を考えていかないといけないと思う。

【刑事政策関係】

- 欧米で被害者支援が始まった経緯には、裁判の場で被害者から証言をしてもらうためには、被害者をしっかりと支えなければいけないという点もあったと思う。適切な処罰を実現する上でも、被害者支援は重要であると思っている。

- 被害者にとって、国が適切に処罰をしてくれたということが、その後、被害者が社会復帰をし、回復していくために重要である。

- 現場で被害者支援をやっている方はストレスが大きいと思うが、しっかり支援を受けて回復した被害者は社会正義を実現するための心強い味方になってくれるので、積極的に取り組んでいただきたい。
- 児童虐待の分野の刑事司法の取組は非常に重要である。従来、警察が先行していた気がするが、検察においても本格的に取り組まれていくということであり、心強く感じた。
- 再犯防止推進法の制定に続き、再犯防止推進計画が閣議決定された。再犯防止が市町村の仕事でもあると理解してもらうには、入口支援を取り上げると説得力がある。入口支援の対象者は、ほとんどが市町村の地域住民だからである。
- 再犯防止推進法ができたことで、国だけがやるという意識だった刑事政策が大きく変わっていると思う。地域と刑事司法の世界を結び付け、市町村まで含めたつながりを作っていく上で、検察としても取組を強化していただきたい。

【その他検察運営全般】

- 知識不足でいろいろトラブルが起きてしまうところがあり、いろんな研修の場で、問題になったことを具体的題材として活用するのがよい。
- 若手検事の育成では、ミスはしっかりと指導していただきたいが、一方でその検察官の良いところというのは活かしてもらった方がよいと思うので、今後の教育で、良いところまでつぶさぬよう配慮していただきたいと思う。
- 知的障がい、精神障害の被疑者については、検察官がこれに気付いて、弁護人とともに共同作業ができる分野だと思う。このような分野での入口支援に関する広報活動を行ってもよいのではないかな。
- 専門家以外の、普通の良識ある善良な市民・国民に、「検察当局が社会正義の

実現に向けてきちっとした体制をとり、そうした努力を重ねている、また実態として日本社会はそうなっている」という認識を持ってもらうことが、社会の安定なり、経済の健全な活動の基礎になると思う。

そうした努力を広報やPRをするには難しい問題があるとは思いますが、大事なところなので、ぜひ努力をお願いしたい。

- 社会一般のイメージは、「検察は人権に対して冷たい・ネガティブだ」という受け止め方である。検察の役割と人権ということを考えるときは、ずっと、被疑者の人権という観点から議論されてきており、取調べの録音・録画をすべきであるというプレッシャーがかけられたのもまさにそのためであった。しかし、それだけではなく、被害者の家族、高齢者、子供、性犯罪の被害者といった話も全部、人権の問題であり、その意味での広報活動をもっと行うべきではないか。

以上